

## 2. 施設建設に伴う各種調査・診断・分析

### 概要

環境アセスメントにおいて、都道府県環境影響評価条例(要綱)は、環境影響評価法(アセスメント法)への上乗せの形で規定されています。従って、都道府県環境影響評価条例(要綱)は、各都道府県の特性に応じた環境要素(調査項目)を追加設定しています。その内容は以下の①～④の通りです。

- ①「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」(従来の公害項目と地形・地質など)
- ②「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」(植物・動物及び生態系)
- ③「人と自然との豊かな触れ合い」(景観及び触れ合いの場)
- ④「環境への負荷」(廃棄物等、温暖効果ガスなど)対象事業の性質に応じて適切な環境要素(調査項目)を選ぶ手続き(スコーピング)を踏み、調査項目及び仕様を設定する。

### 業務実施のメリットや効果

事業者が事業計画を作成する段階で環境影響についての調査、予測、評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工、供用時の環境配慮等に反映しやすい。

環境影響評価の方法等及び項目等を定めるスコーピング(方法書の作成)がいかに適切に行われるかが、その後の手続きを左右する力ギになります。環境影響評価において、検討すべき環境要素は以下の都道府県環境影響評価条例(要綱)及び生活環境影響調査指針により設定します。

OECでは、これらの手続きを支援します。

- ・ 地方自治体条例に基づく調査、予測、評価項目は「都道府県環境影響評価条例(要綱)」による。
- ・ 地方自治体条例基準以下の規模については「生活環境影響調査指針」による。

### 【処理施設に伴う各種調査・診断・分析フロー図】

